

児童発達支援事業所における自己評価結果 (公表)

令和4年2月24日公表

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	○		法令の基準を上回るスペースを確保しています。 療育を行うスペースと余暇のスペースを分けています。 密になることを避け、同じ時間帯でも前半、後半で療育を行うよう職員間で確認して人数を分けています。	今後も配置を確認しながら、より良い環境作りを心掛けていきます。
	2	○		適切になるように基準よりも多い職員を配置しています。 一日の予定を決める際に、職員の立ち位置も決め、児童から目を離さず、声掛けをしながら声をかけ合っています。	今後も国の定める法令の基準を満たした職員配置で対応し、またチームワークも意識して配置をおこなってまいります。
	3	○		部屋の入口にマークを貼り、「余暇のときはうさぎマークの部屋」など児童が視覚的にもわかりやすいよう環境作りを心掛けています。 建物の構造上階段もありバリアフリーになっていませんが、児童が移動する際には職員が一括に行動して、安全に配慮しています。 ペーパークーをご利用の場合は、上げ下ろしのお手伝いをさせていただきます。	今後もわかりやすく行動しやすい構造化に努め、移動の際は、児童の安全に配慮した対応を心掛けていきます。
	4	○		それぞれの児童の活動に合わせた空間作りを心掛けています。 毎日、清掃と教材や玩具の消毒をおこなっています。 教材や絵本、玩具は決められた場所に戻すよう、児童に声掛けや職員で共通意識を持つようにしています。 なるべく大きな物、高さがある物を教室に置かないようにしています。	今後も衛生面に気を付け清掃や消毒を続けていきます。 整理整頓も一人ひとりが意識して、落ち着ける環境を整えていきます。
業務改善	5	○		毎月定期的にリフレクション会議に原則全員が参画し、業務改善や保護者様対応、職員間のコミュニケーションなどについて話し合っています。 会議では議事録をとり、参加できなかった職員を含め、全員で共有しています。	今後も定期的な会議の継続により、全職員で話し合う機会を設け、業務改善や、より良い支援の目標設定していきます。
	6	○		評価表を集計し、職員全体で向き合い、振り返りを行うことで業務改善に繋がっています。 評価にあるご意見やご要望などについては、どう改善していくかを職員間で話し合い、内容を共有し取り組めるようにしています。	引き続き、評価表の内容を真摯に受け止め、改善に繋がっていきます。
	7	○		事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	今後も結果は公式 Web サイトで公開してまいります。
	8	○		現時点では第三者評価は実施できておりませんが、自社の他事業所の職員が来所し、評価や話し合いを通してサービスの質の向上に努めています。	第三者からの評価受審については今後の検討課題として検討してまいります。
	9	○		定期的に事業所内で研修機会を確保し、研鑽に努めています。 研修動画を見たりロールプレイなどで確認して職員に共通理解を図っています。	今後も事業所内において研修を継続し、職員の資質の向上・サービスの質の向上に繋がっていきます。
適切な支援の提供	10	○		保護者様にアセスメントシートに基づき聞き取りをさせていただき面談を行い、直接ニーズを傾聴した上で支援計画を作成しています。	今後もアセスメントを適切に行い、保護者様からの聞き取りや面談をもとにニーズや課題を適切に分析し、支援計画を作成していきます。
	11	○		標準化されたアセスメントツールを活用しています。 ツールには児童の意思表示の方法や身辺自立の状況、言葉や文字、数への理解など細かく書けるようになっていきます。	今後も見やすく、児童の状況を把握しやすいアセスメントツールを使用していきます。
	12	○		ガイドラインで示された支援内容を元に、児童一人ひとりの課題に応じた具体的な支援内容が設定され、家庭支援の項目も記しています。	今後もガイドラインを遵守し、児童一人ひとりのニーズや課題に沿った支援計画を設定していきます。
	13	○		支援計画に基づく支援となるように会議にて活動内容を決定、実行しています。	今後も支援計画に沿った支援となるよう、職員に周知し、統一した支援をおこなってまいります。
	14	○		ケース会議をおこない、児童一人ひとりの支援内容について意見を出し合った上で療育で取り組む課題をチームで設定しています。	今後も児童一人ひとりの支援内容について意見を出し合い、立案・実践・検証を続けてまいります。
	15	○		習熟化での定着のため敢えて固定化した活動は必要ですが、課題や教具だけでなく、変化を持たせた活動となるように配慮しています。 療育活動で気付きがあったときには児童発達支援管理責任者に報告し、その都度スモールステップで課題を進めたり、必要に応じて新たな課題を取り入れるなど勘案しています。	今後も児童一人ひとりに合ったペースを守り、固定化しないよう児童発達支援管理責任者を中心にプログラムを検討、新たな教材の作成もおこなってまいります。
	16	○		個別療育で語彙の獲得や、気持ちの伝え方を学び、集団活動の中でそれを活かして表現できるように見守り、また職員が関わりを仲介し、円滑に関わるように導くことで、個別と集団を組み合わせて作成しています。	今後も子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ計画し、支援を行っていきます。
	17	○		毎朝ミーティングをおこなって、当日の担当・送迎などの予定や、気になる児童への対応などを確認しています。	引き続き一日の流れや各自の動きの確認を行っています。
	18	○		支援終了後は全員での打ち合わせが難しい場合もありますが、気付いたことや反省点は、管理者及び職員に伝え、必ず記録に残し、翌日の朝のミーティングで共有するようにしています。	今後も気付いたことや反省点は管理者及び職員に伝え、記録し、翌日のミーティングで情報共有するようにしていきます。
	19	○		支援に対する記録は、療育担当者が必ずおこない、切れ目のない支援に役立てています。 記録はケース会議などで振り返り、今後の目標設定に活用しています。	今後も引き続き、日々の児童の様子の変化を記録に残し、次の目標設定に繋がっていきます。
20	○		定期的にモニタリングをおこない、計画の見直しの必要性を判断しています。 児童発達支援管理責任者が支援計画の見直しの時期を把握し、時期に合わせて面談で聞き取りを行い、今回の目標設定を検討しています。 送迎時の保護者様との会話もご意見として参考にさせていただいています。	引き続き定期的なモニタリングを実施し、支援計画の振り返りを行い、児童一人ひとりの到達地点を把握し、計画の見直しを判断していきます。	
関係機関や保護者との連携	21	○		児童の状況や、保護者様のニーズを一番掌握している職員が参画しています。	今後も発達状況や課題を把握した上で参画していきます。
	22	○		関係機関との連携については、今年度はコロナの影響もあり、機会を持つに至りませんでした。	コロナの影響を判断しながら、今後は電話やメールなども活用し関係機関との連携に努めてまいります。
	23	○		現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	24	○		現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	25	○		相談支援員や保護者様との情報共有は積極的におこなっていますが、今年度はコロナ禍でもあり、児童の通っていた関係機関へ訪問するなどして、直接的な情報交換には至っておりません。	現時点では電話などで、できるだけの連携を図り、コロナ収束後には積極的に連携に努め、情報共有、相互理解を深めるようにしていきます。
	26	○		相談支援員や保護者様との情報共有は積極的におこなっていますが、今年度はコロナ禍でもあり、児童の移行先の関係機関へ赴くなどの直接的な情報交換には至っておりません。	現時点では電話などでできるだけの連携を図り、コロナ収束後には積極的に連携に努め、情報共有、相互理解を深めるようにしていきます。
	27	○		他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けています。	コロナ収束後には積極的に関係機関の研修等へも参加し、助言を受け、他の事業所ともより密に連携がとれるよう努めてまいります。
	28	○		殆どの児童は保育園や幼稚園に通っており、個々で障がいのない子どもたちとの交流はできていると考えます。 現在はコロナ禍でもあり、事業所主催の交流の機会が企画できていません。	感染症へのリスクもあり交流はおこなっていませんが、事態の収束が見られた際には、保護者様のご意向を踏まえて、交流の機会を検討してまいります。
	29	○		今年度はコロナ禍のため協議会への参加機会を持つことができませんでした。	コロナ収束後には研修や講義等に参加し、能力向上に努めてまいります。
	30	○		毎回連絡帳に療育内容とその様子を記入してお伝えしています。 また、送迎時に保護者様からのお悩みをお聞きしたり、事業所での様子や課題についてお話をしています。	今後も保護者様との情報共有の充実を図り、共通理解に努めます。
保護者への説明責任等	31	○		面談時などで事業所での支援内容をお伝えすると共に、ご家庭内で取り組んでいただきたいことをお伝えし、後日、取り組んでみてどうだったかなどの聞き取りもおこなっています。 コロナ禍で取組が難しい保護者様には、ご家庭で取り組む課題をご紹介し、児童とのやりとりの足掛かりになるように努めてまいります。	今後も保護者様のお悩みに寄り添う支援ができるよう努めてまいります。
	32	○		契約時に契約書を保護者様と読み合わせしながら丁寧な説明に努めています。	今後も継続して、分かりやすく丁寧な説明ができるよう努めてまいります。
	33	○		連絡帳や来所時にご相談があった際には、児童発達支援管理責任者が中心となり職員間で共有しています。 送迎時や、連絡帳の他、できるだけ面談を行い、保護者様のお悩みの解決に向けて尽力しております。	引き続き保護者様のお言葉に耳を傾けて適切に対応していきます。
	34	○		連絡ノートや送迎時の機会等に保護者様のご相談やお悩みをいただいた場合は、傾聴に努め、丁寧な対応を心がけています。 話しやすい雰囲気づくりを心掛け、時にはお電話やご家庭への訪問等、保護者様の事情に合わせた支援に努めています。	今後も継続して保護者様からお悩みやご相談等があった場合には、必要な助言ができるように努めてまいります。
	35	○		コロナ禍のため、今年度は保護者会を開催できていません。 その分事業所内での活動報告を掲示板などで積極的に発信し、連携を図っています。	コロナ収束後には保護者様のご意向に配慮しながら、保護者様同士の交流を検討してまいります。
	36	○		ご相談や申し入れがあった場合は、速やかに上長を含めたチームで解決に向けて対応し、全職員と情報共有を図っています。	引き続き迅速な対応を心掛け、ご意見に聞き合い、解決へ向け努力してまいります。
	37	○		季節ごとにお便りを発行し、行事予定や制作活動の様子、注意点(お知らせ)等を発信しています。 また、事業所には玄関にお知らせ用掲示板を設置しています。	今後も定期的に広報誌を配布し、掲示板で情報発信をおこなってまいります。
	38	○		個人情報の取扱いに十分注意している	今後も個人情報について細心の注意を払い、取り扱い・保管してまいります。
	39	○		障がいのある子どもや保護者様との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	今後もそれぞれの特性や状況に配慮しながら意思の疎通を図り、情報を伝達してまいります。
	40	○		事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	事態の収束が見られた際は保護者様のご意向を踏まえ、交流の機会を検討してまいります。
非常時等の対応	41	○		各種マニュアルを作成し、職員間で共有、定期的確認を行っています。 定期的な訓練を行っています。	今後も継続して保護者様へ各種マニュアル等についてお知らせし、職員周知・訓練も実施してまいります。
	42	○		非常時避難用の道具(安全ヘルメット、防災頭巾、99カード他)を常備しています。 定期的な非常時を想定した話し合いや避難訓練を行っています。	今後も定期的に非常時避難用の道具や、備蓄品の確認を行います。 また、定期的な児童と共に避難訓練を実施してまいります。
	43	○		服薬や、てんかん発作のある児童については必ず職員間で情報共有し、方が一定数があつた場合にも備え、対処法を確認しておきます。	児童の健康状況のリストを再確認し、定期的に更新していきます。
	44	○		現在、事業所で深刻な食物アレルギーのある児童の受け入れはありません。 軽度のアレルギーの場合同様に備え、対応法を確認しておきます。	今後も保護者様から詳細に情報を頂き医師の指示書がある場合にも全職員への周知を徹底し、細心の注意を払ってまいります。
	45	○		大きな事故を未然に防ぐという共通目的を認識し、小さなことでも気づいた点は記録に残して全職員共有しています。 記録はファイリングし、過去の事例と合わせていつでも確認できるようにしています。	引き続きヒヤリハット事例の情報共有を行い、再発防止のため改善策を検討していきます。
	46	○		虐待防止研修を年間計画に盛り込み、全職員が参加し、共通意識に努めています。	今後も虐待に関する研修を繰り返し行い、職員全体で周知・認識を徹底してまいります。
	47	○		利用契約書には身体拘束の禁止を記載しており、生命または身体を保護するため、やむを得ず身体拘束を行う場合には、あらかじめ書面により保護者様の同意を得ることとしています。 契約時には保護者様へ身体拘束について分かりやすく説明し、理解を得ています。	身体拘束を行わなければならない状況については、定期的に職員間で確認してまいります。 今後も原則として「身体拘束を行わない基本姿勢」を守りながら、身体拘束の可能性のある児童を受け入れることになった場合で、かつ緊急時、または児童の命に関わる状況に限り行われることについて、保護者様に十分に説明に努め、同意を得て個別支援計画にも記載してまいります。

○この「事業所における自己評価結果 (公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。